

兵高教組

2019年12月5日

## 調査情報 23号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# 「1年単位の変形労働時間制」導入を可能にするための 給特法一部改正案の成立に断固抗議する

12月4日、参議院本会議で、公立学校の教員を「1年単位の変形労働時間制」で働かせることを可能にするための法律案が、自民・公明・維新の賛成多数、立憲野党の反対少数で、可決成立しました。今やブラックと称され、教員志望者が減少する危機的な学校現場の異常な長時間過密労働を、見かけだけ少なくして固定化し助長する恐れのある法案が、反対や懸念の声を無視し短時間の審議で成立させられたことに、高教組は断固として抗議します。

## 業務の削減・教職員の増員なしに長時間過密労働はなくなる

そもそも、1日8時間労働制は、人類が人間らしい生活がしたいと長年のたたかいで勝ち取った労働法制の大原則です。それを変更するということは大変なことなので、民間企業では労使協定を結ぶことが変形労働導入の大前提となっています。しかし、公立学校では、「条例制定」だけでそれが導入できるようにするというのですから、労働条件は労使対等の交渉で決定するという労働基準法の大原則を破壊する無茶苦茶なやり方です。しかも、今後はこのやり方が逆に民間に波及しかねない危険性もはらんでいます。

所定労働時間が1日7時間45分の今でさえ多くの時間外労働を無給で行い、自身の健康に不安を抱え、さらに子どもの養育や家族の介護等で大変な教職員が、さらに1日の所定労働時間を増加させられて、本当に教職を続けることができるのでしょうか。1学期の長時間過密労働を放置しておいて、萩生田文部科学大臣が制度導入の目的とする「5日程度の休みのまとめどり」をする夏休みまで、教職員が健康を維持してたどり着けるといえるのでしょうか。

教職員が児童生徒にゆとりを持って向き合えるように、現場の長時間過密労働を改善するためには、業務を削減し、教職員を増加させる以外にありません。

## 高教組は、条例制定阻止と学校現場への導入を許さないとりくみに全力をあげます

この法案の成立によって、2021年4月からの制度実施が想定されており、「1年単位の変形労働時間制」を導入させないためのとりくみは都道府県・学校現場に移ります。立憲野党の国会質疑では、政府から、条例制定の段階で「各学校の意向をふまえる」や、「条例を策定しないこともありうる」などの答弁を引き出しています。これらも足がかりにしながら、高教組は、条例制定阻止と「1年単位の変形労働時間制」導入を許さないたたかいに、引き続き全力でとりくみます。

職場・地域で対話・学習をかさね、「業務を削減せよ！ 教職員を増員せよ！」の世論を強め、教育政策の転換と教育予算増を勝ちとり、ゆきとどいた教育を実現していきましょう。



**業務が減らないと超勤は減りません。教職員が健康で安心して働けるよう、教職員の増員を！**